

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○県統計調査の実施 (統計課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (2件) (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるときの事前届出 (26件) (漁業管理課)	1
○基本測量の実施の通知 (1件) (用地対策課)	6
○公共測量の実施の通知 (3件) (")	6
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	6
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)	7
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	7
正誤	
○正誤 (平24・12・14付け 告示)	8

告 示

高知県告示第25号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成25年1月25日
 高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県内水面漁業漁獲統計調査
- 調査の目的
本県における内水面漁業の魚種等別漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位

漁業協同組合

- 属性
内水面の漁業協同組合

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- 報告を求める事項
 - 漁業協同組合の名称
 - 魚類の漁獲量
 - 藻類の漁獲量（藻類のうちアオノリ及びアオサにあっては、生産金額を含む。）
 - 貝類の漁獲量
 - その他の水産動物の漁獲量
- その基準となる期間
平成24年1月1日から同年12月31日まで

5 報告を求める者

- 数
20漁業協同組合
- 選定方法
県内の内水面の漁業協同組合から有意抽出する（農林水産省の内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の対象となっている漁業協同組合を除く。）。

6 報告を求めるときの方法

- 調査組織
県が内水面漁業協同組合に直接報告を求めるとし、
- 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間
平成25年2月28日から同年3月31日まで

高知県告示第26号
 平成24年11月農林水産省告示第2492号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 平成25年1月25日
 高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
中村市中村1737番地
 - 氏名
森 晴彦
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年12月農林水産省告示第1756号

- 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第27号
 平成24年11月農林水産省告示第2492号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 平成25年1月25日
 高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高岡郡樽原町越知面西分935番地
 - 氏名
山下 政氏
- 登記簿記載の住所
高知市仁井田2463番地4
- 氏名
佐竹 京子

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年12月農林水産省告示第1759号
- 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第28号
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるときの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成25年1月25日
 高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
高知市
山岡 政敏
北岡 稔雄
坂上 進一郎
 - 加入区
御豊瀬加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成25年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合御豊瀬支所

高知県告示第29号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高知市	野々村 重 利
〃	山 本 峻 民
〃	島 内 清 夫

(2) 加入区の名称
高知市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成25年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合浦戸支所

高知県告示第30号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高知市春野町	岡 崎 新 二
〃	小 島 誠
〃	土 居 勝 彦

(2) 加入区の名称
春野町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同

組合の名称
春野町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成25年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所
春野町漁業協同組合

高知県告示第31号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市佐喜浜町	米 倉 忠 彦
〃	長 岡 友 久
〃	原 山 正 昭

(2) 加入区の名称
佐喜浜町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成25年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合佐喜浜町支所

高知県告示第32号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市室戸岬町	久 保 武 市
〃	橋 本 武 典
〃	大 黒 宗 一

(2) 加入区の名称
椎名加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成25年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合椎名支所

高知県告示第33号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市室戸岬町	岩 貞 充 久
〃	松 沢 豊 茂
〃	北 村 敏 男

(2) 加入区の名称
三津加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成25年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合三津支所

高知県告示第34号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市室戸岬町	小笠原 有 造
〃	山 下 明 博
〃	山 下 正 彦

(2) 加入区の名称

高岡加入区	
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
(1) 縦覧期間	
平成25年1月25日から同年2月8日まで	
(2) 縦覧場所	
高知県漁業協同組合高岡支所	
高知県告示第35号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
平成25年1月25日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項	
(1) 発起人の住所及び氏名	
室戸市室戸岬町	林 康 弘
〃	山 田 高 雄
〃	福 元 資 俊
(2) 加入区の名称	
室戸岬加入区	
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
(1) 縦覧期間	
平成25年1月25日から同年2月8日まで	
(2) 縦覧場所	
高知県漁業協同組合室戸岬統括支所	
高知県告示第36号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
平成25年1月25日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項	
(1) 発起人の住所及び氏名	
室戸市	山 川 奉 明
〃	中 屋 和 明
〃	山 崎 英 義

(2) 加入区の名称	
室戸加入区	
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
(1) 縦覧期間	
平成25年1月25日から同年2月8日まで	
(2) 縦覧場所	
高知県漁業協同組合室戸支所	
高知県告示第37号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
平成25年1月25日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項	
(1) 発起人の住所及び氏名	
安芸市穴内	渡 辺 孝 雄
〃	前 田 嘉 広
〃	岡 村 一 平
(2) 加入区の名称	
穴内加入区	
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
(1) 縦覧期間	
平成25年1月25日から同年2月8日まで	
(2) 縦覧場所	
高知県漁業協同組合穴内支所	
高知県告示第38号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
平成25年1月25日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項	
(1) 発起人の住所及び氏名	
土佐市	森 岡 英 朗
〃	森 岡 理 恵

〃	森 岡 慎 二
(2) 加入区の名称	
新居加入区	
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
(1) 縦覧期間	
平成25年1月25日から同年2月8日まで	
(2) 縦覧場所	
高知県漁業協同組合新居支所	
高知県告示第39号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
平成25年1月25日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項	
(1) 発起人の住所及び氏名	
土佐市宇佐	山 下 忠 吉
〃	浜 吉 英 夫
〃	浜 口 保 夫
(2) 加入区の名称	
宇佐加入区	
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
(1) 縦覧期間	
平成25年1月25日から同年2月8日まで	
(2) 縦覧場所	
高知県漁業協同組合宇佐統括支所	
高知県告示第40号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
平成25年1月25日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項	
(1) 発起人の住所及び氏名	
須崎市	早 瀬 利 治

<p>〃 山口 貞 義 〃 早 渕 隆 夫</p> <p>(2) 加入区の名称 久通加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合久通支所</p> <p>高知県告示第41号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 須崎市 太 田 一 二 三 〃 橋 詰 隆 将 〃 国 沢 重 作</p> <p>(2) 加入区の名称 須崎釣加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 須崎釣漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 須崎釣漁業協同組合</p> <p>高知県告示第42号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名</p>	<p>宿毛市 貝 崎 淳 治 〃 岡 添 公 明 〃 中 山 利 喜 也</p> <p>(2) 加入区の名称 宿毛市加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 すくも湾漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 すくも湾漁業協同組合本所</p> <p>高知県告示第43号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 宿毛市 久 保 和 博 〃 久 保 純 一 〃 松 沢 文 香</p> <p>(2) 加入区の名称 藻津加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 藻津漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 藻津漁業協同組合</p> <p>高知県告示第44号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p>	<p>(1) 発起人の住所及び氏名 土佐清水市 村 田 米 造 〃 岡 林 昌 士 〃 畠 中 健 一</p> <p>(2) 加入区の名称 以布利加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合以布利支所</p> <p>高知県告示第45号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 土佐清水市 中 島 和 男 〃 山 下 盛 行 〃 尾 川 盛 幸</p> <p>(2) 加入区の名称 窪津加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 窪津漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 窪津漁業協同組合</p> <p>高知県告示第46号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p>
--	---	---

<p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 土佐清水市 新谷 猛 " 植杉 豊 " 笹本 忠孝</p> <p>(2) 加入区の名称 清水加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合清水統括支所</p> <p>高知県告示第47号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 安芸郡奈半利町 畠 中 泉 " 畠 中 憲 一 " 松 本 淳</p> <p>(2) 加入区の名称 加領郷加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合加領郷支所</p> <p>高知県告示第49号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p style="text-align: right;">平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 高岡郡中土佐町 北川 綾 義 " 浪上 弘 幸 " 又川 幸 男</p> <p>(2) 加入区の名称 久礼加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 久礼漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 久礼漁業協同組合</p> <p>高知県告示第51号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日 高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 四万十市 中村 浦 次 " 東 貞 男 " 安岡 一</p> <p>(2) 加入区の名称 下田加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 下田漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 下田漁業協同組合</p> <p>高知県告示第48号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 平成25年1月25日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 安芸郡安田町 太田 賢 三 " 長 町 爾 " 松 本 雪 光</p> <p>(2) 加入区の名称 安田町加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合安田町支所</p> <p>高知県告示第50号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出事項</p> <p>(1) 発起人の住所及び氏名 幡多郡黒潮町 浜町 三 男 " 明神 好 久 " 今村 文 夫</p> <p>(2) 加入区の名称 佐賀町加入区</p> <p>(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合</p> <p>2 指定漁船調書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧期間 平成25年1月25日から同年2月8日まで</p> <p>(2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合佐賀統括支所</p> <p>高知県告示第52号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定</p>

漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町 中 平 幸 重
 " 蔦 江 直 輝
 " 中 平 敏 博

(2) 加入区の名称

古満目加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合古満目支所

高知県告示第53号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町 朝 日 功
 " 森 木 章 一
 " 中 野 深

(2) 加入区の名称

泊浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合泊浦支所

高知県告示第54号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

基本測量（地理識別子整備業務）

2 作業期間

平成24年11月20日から平成25年3月4日まで

3 作業地域

香美市

高知県告示第55号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（高知海岸2級基準点測量）

2 作業期間

平成24年12月15日から平成25年2月28日まで

3 作業地域

高知海岸のうち南国工区、長浜工区、戸原工区及び新居工区

高知県告示第56号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

平成25年1月4日から同年3月25日まで

3 作業地域

四万十市の一部

高知県告示第57号

宿毛市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（平成24年度宿毛市津波避難計画作成委託業務）

2 作業期間

平成24年12月28日から平成25年3月15日まで

3 作業地域

宿毛市

高知県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年1月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 伊野仁淀

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町中大平字カウソ2010番2から 高岡郡越知町中大平字カウソ2011番1まで	前	15.2 }	25
	後	18.6 }	
		22.0 }	
		49.8	

高知県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年1月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 庄田伊野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村柱谷字川口17番1から 高岡郡日高村柱谷字旭山485番1まで	前	4.4 }	54
	後	6.2 }	
		5.3 }	
		14.0	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年1月15日から2月間高知県文化生

活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年1月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成25 年1月 15日	特定非 営利活 動法人 土佐フ ル200	山本 博 志	高知市 井口町 113番 地	この法人は、果物200g／日摂取を推し進め、高知県産農産物を世界に適応する食農へと発展させ、園芸果樹を中心とした全ての農業従事者に対して、第一次産業の新たなる夢や希望が持てる活動を展開。また、環境保全型農業の普及や農業の新たな担い手の育成、農産物の学際的研究、現代に即した販売促進。情報化時代における食農文化の継承持続的な地域経済の活性化と、高知県農業普及の発展に寄与する事を目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年1月15日から2月間高知県文化生

活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。  
平成25年1月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日  | 申請に係る特定非営利活動法人                |            |                            |                                                                                                                          |
|--------------------|-------------------------------|------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 名称                            | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所<br>の所在<br>地     | 定款に記載された目的                                                                                                               |
| 平成25<br>年1月<br>15日 | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>ぐりー<br>と | 山本 廣<br>子  | 室戸市<br>室 津<br>2813番<br>地 3 | この法人は、子どもや高齢者、障害者（児）等の生活のしづらさを抱えている人たちの居場所の提供や訪問、相談などの事業を行うとともに、地域のなかで支え合いながら誰もが安心して暮らしていくための地域づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。 |

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年1月25日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
X線透視撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立あき総合病院 安芸市宝永町1番32号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社島津製作所四国支店 香川県高松市番町一丁目6番1号 住友生命高松ビル9階
- 5 落札金額

25,935,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成24年11月2日

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付      | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)  | 正                    | 誤             |
|-----------|------|-----|-----|-----------|----------------------|---------------|
| 平24・12・14 | 9500 | ○告示 | 4   | 左<br>(41) | <u>平成24年10月29日から</u> | 平成24年12月29日から |